

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～請求項の用語を限定解釈され、権利侵害が認められなかった裁判例～

平成28年（ワ）第21346号

原告：株式会社マネースクウェアHD

被告：株式会社外為オンライン

2017年9月19日
執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、発明の名称を「金融商品取引管理装置、プログラム」とする特許権を有する原告が、被告によるFX取引管理方法のためのサーバコンピュータの使用が上記特許権を侵害すると主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づき上記使用の差止めを求めたが、請求項の用語が限定解釈され、被告サービスは原告特許権の技術的に含まれないとして、原告請求が棄却された事案である。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 本件特許権に係る発明

本件特許権に係る特許請求の範囲の請求項1に記載の発明を「本件発明」という。本権特許権に係る明細書及び図面を「本件明細書等」という。

本件発明を分説すると、以下のようになる。

- A 金融商品の売買取引を管理する金融商品取引管理装置であって、
- B 前記金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手段と、前記金融商品の相場価格の情報を取得する価格情報受信手段とを備え、
- C 前記注文情報生成手段は、同一種類の前記金融商品を、一の価格について買いの注文をする第一注文情報、及び、他の価格について売りの注文をする第二注文情報からなる注文情報群を生成して該生成した前記注文情報群を注文情報記録手段に記録し、
- D 前記注文情報群を形成する前記第一注文情報及び前記第二注文情報は、前記価格情報受信手段が取得した前記相場価格が前記一の価格になった場合、前記第一注文情報に基づいて前記金融商品の約定が行われ、該約定の後、前記価格情報受信手段が取得した前記相場価格が前記他の価格になった場合、前記第二注文情報に基づいて前記金融商品の約定が行われる処理が複数回繰り返されるように構成され、
- E 前記注文情報生成手段は、前記相場価格の変動を検出する手段によって前記相場価格が検出され、検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった場合、現在の前記相場価格の変動方向である前記高値側に、新たな一の価

格の新たな前記第一注文情報と新たな他の価格の新たな前記第二注文情報とを設定することを特徴とする

F 金融商品取引管理装置。

本件発明は金融商品の取引を支援する金融商品取引管理装置についての発明である。近年の金融商品取引システムではイフダンオーダーが提供されている。イフダンオーダーとは、一度に二つの注文を出して、最初の注文（第1注文）が約定したら二つめの注文（第2注文）が自動的に発動される注文方法である。第2注文は第1注文の反対売買注文とするのが通常である。

イフダンオーダーにより、顧客の利便性は向上した。しかし、継続的に取引を行う顧客はイフダンオーダーが約定したら、次のイフダンオーダーを入力しなくてはならず、煩雑である。

本件発明はこのような課題を解決するためになされたものである。本件発明は、イフダンオーダーを一度入力すれば、複数回、イフダンオーダーを自動的に繰り返すことにより、顧客の利便性を向上させるものである（図1）。さらに、イフダンオーダーを繰り返す際、相場価格が予め定めた触れ幅以上に高値に振れた場合、指値を高値側に更新したイフダンオーダーを生成する（図2）。

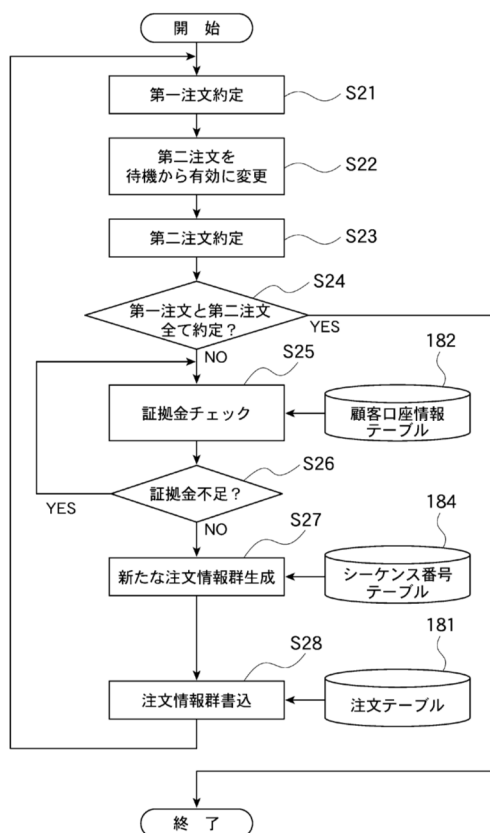


図1（本件明細書等の図4）

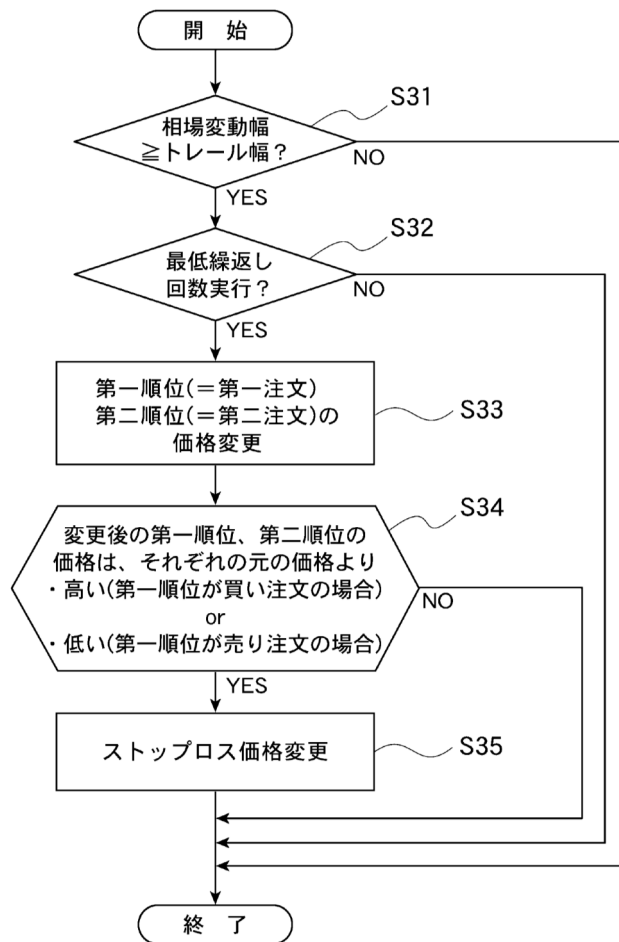


図2 (本件明細書等の図5)

2) 経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）の経過は、以下のとおりである。

- 平成28年 2月19日 出願（特願2015-186965号の分割）
- 平成28年 2月19日 審査請求，早期審査の申し出
- 平成28年 4月28日 特許査定
- 平成28年 5月27日 登録

3. 被告サービス

被告は，平成26年10月1日から，業として外国為替取引管理サービスである被告サービスを被告が管理するサーバ（以下「被告サーバ」という。）からインターネット回線等を通じて顧客に提供している。

被告サービスにおいては，利用者が「iサイクル注文」を選択し，取引を希望する2つの通貨，ポジション方向（買ってから売るか，その逆か）等を選択して計算させると，

注文に関する想定変動幅，新規注文の指定レート及び注文のポジション間隔（値幅）等が表示される。利用者がこれを確認し，数量を指定して注文すると，被告サーバに上記注文に係る情報が保存される。

被告サービスにおいて平成26年11月5日から同月29日までに行われた取引には，次のものがあつた（図3）。①買いの成行注文と売りの指値注文が同時にされ（注文番号114の買いの成行注文（相場価格114.28円）及び同113の（指定価格114.90円），②買いの成行注文（①）の約定（114.3円）を経た後に①の売りの指値注文が約定すると（注文番号113の約定。①の各注文の約18時間21分後），③その直後に買いの指値注文及び売りの指値注文が同時にされ（注文番号100の買いの指値注文（指定価格114.28円）及び同99の売りの指値注文（指定価格114.90円）），④さらにその直後に，買いの成行注文及び売りの指値注文が同時にされ（注文番号97の買いの成行注文（相場価格114.90円）及び同96の売りの指値注文（指定価格115.52円）），⑤買いの成行注文（④）の約定（114.91円）を経た後，④指値注文が約定すると（注文番号96の約定。④の各注文の約35時間52分後），⑥その直後に買いの指値注文及び売りの指値注文が同時にされた（注文番号88の買いの指値注文（指定価格114.90円）及び同87の売りの指値注文（指定価格115.52円））。

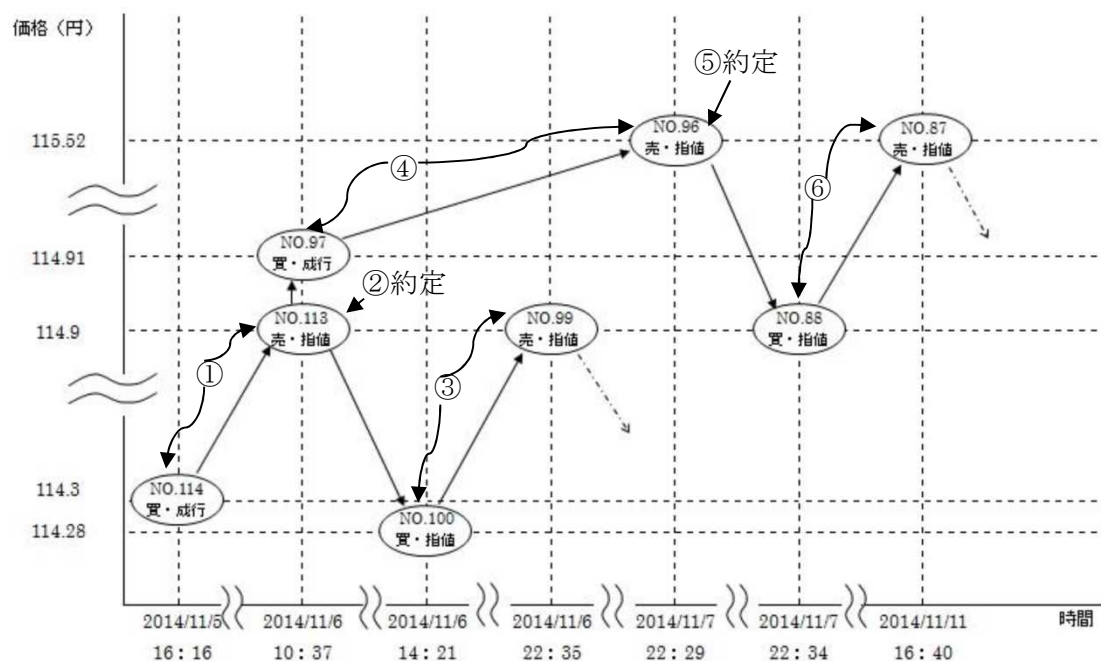


図3（被告サービス目録・別表2）

4. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の2点である。

- (1) 被告サービスの構成要件充足性
- (2) 本件特許についての無効理由の有無

(1) については、以下の点が争いになった。

- ア. 構成要件Cの「注文情報」, 「前記注文情報群を注文情報記録手段に記録し」の各充足性
- イ. 構成要件Dの「注文情報」, 「前記相場価格が前記一の価格になった場合・・・約定が行われ・・・前記相場価格が前記他の価格になった場合・・・約定が行われる処理が複数回繰り返される」の各充足性
- ウ. 構成要件Eの「前記相場価格が検出され」, 「検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった場合,・・・高値側に・・・新たな前記第一注文情報と・・・新たな前記第二注文情報とを設定」の各充足性

5. 裁判所の判断

裁判所は構成要件Eの充足性について判断した。

1) 構成要件Eの「注文情報」の意義

裁判所は、「本件発明の特許請求の範囲の記載によれば、本件発明において生成される注文情報は、一の価格についての買いの注文をする情報（第一注文情報）、他の価格についての売りの注文をする情報（第二注文情報）であって、注文情報記録手段に記録されるもの（構成要件C）である。そして、金融商品の相場価格が上記一の価格又は他の価格になった場合に当該注文が約定するのである（同D）から、上記一の価格又は他の価格は、注文の約定前に決定され、記録されるものであるということが出来る。これに符合する注文方法は指値注文であるから、本件発明の「注文情報」は指値注文に係る注文情報をいい、このことは構成要件Eの「注文情報」においても同様であると解される。（下線筆者、以下同様）」と述べた。

さらに、裁判所は明細書の記載からも、「本件発明は、指値注文のイフダンオーダを相場価格の変動にかかわらず自動的に継続することに意義があるとされているのであって、それらの注文の間に成行注文が介在することを示唆する記載はない。」と述べた。

そして、裁判所は、「構成要件Eの「注文情報」は指値注文に係る注文情報をいうと解するのが相当である。」と判断した。

2) 構成要件Eの「・・・検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった場合・・・」の「場合」の意義

裁判所は、「本件発明は複数の注文を連続的に組み合わせる金融商品の注文につい

ての発明であり、相場価格の価格帯が高値側に变化した場合であってもそうした注文が継続的に可能であることを本件発明の効果としていて、この点に本件発明の意義を見いだすことができる。この意義を前提とすれば、本件発明は価格帯の変化のみに着目して新たな注文をすることができる発明であると解することができる上、注文を継続的に行うために価格帯が变化した際に直ちに注文を行うことが想定されていると考えられる。」と述べた。

そして、「構成要件Eの新たな注文情報の設定が行われる「場合」の指す条件としては、価格帯の変動時に直ちに新たな注文を行い得るものをいう趣旨ということが出来るから、当該「場合」において仮に他の条件の付加が認められるとしても、価格帯の変動時にその成就の有無を判断できないものは含まれないと解するのが相当である。」と判断した。

3) 構成要件Eの「高値側に・・・新たな前記第一注文情報と・・・新たな前記第二注文情報とを設定」の「設定」の意義

裁判所は、「前記の「注文情報」の解釈を踏まえると、「設定」は、売り又は買いの指値注文の注文情報をつくり定めることであると解される。」と述べた。

また、裁判所は「本件発明は、・・・イフダンオーダの取引を継続させることができる点にその意義があるのであるから、価格帯が变化した際に直ちに注文を行うことが想定されているといえる。」と述べた。

そして、裁判所は「本件明細書上、本件発明においては相場価格帯が高値側に变化した際に高値側の注文情報をつくり定めた直後に当該注文情報に基づく注文を発する趣旨が表現されているとみることが出来るから、「設定」は、注文価格その他の注文情報を生成し得るものとして記録しておけば足りるというものでなく、実際に注文情報を生成するものであると解するのが相当である。」と判断した。

4) 被告サービスの構成要件Eの充足性の判断

原告は、上記②の売りの指値注文が約定した時点が構成要件Eの「検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった」に該当すると主張し、それによって、高値側の「新たな一の価格」及び「新たな他の価格」の注文情報群が生成されているとすると主張した。

それに対して裁判所は以下のように判断した。「被告サービスにおいては、上記のとおり、上記②の時点の直後に高値側に買いの成行注文及び売りの指値注文（上記④の各注文）の注文情報が生成、発注された。もつとも、上記④の各注文のうち、売り注文は指値注文であるが買い注文は成行注文であるところ、前記(2)のとおり構成要件Eの「注文情報」は指値注文に係る注文情報をいい、成行注文に係る注文情報を含まないと解される。そうすると、④の買い注文に係る注文情報は、

構成要件Eの新たな「第一注文情報」に該当しないというべきである。

他方、上記⑥の注文はいずれも指値注文であり、これらの注文に係る注文情報は構成要件Eの「第一注文情報」及び「第二注文情報」に該当し得るものといえる。しかし、⑥の各注文は、②の時点の直後に③（④？：筆者注）の各注文がされた後、③（④？）の成行の買い注文の約定価格よりも高値側に価格が変動し、③（④？）の売りの指値注文が約定した⑤の時点の後にされるものである。そうすると、⑥の各注文に係る注文情報は、「検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった」時点である②の時点において、成就の有無が判断できる他の条件の付加なく、また、直ちに生成されたものということはできない。別表1の取引においても、⑥の注文は、②の時点から約35時間50分後にされ、また、その間に⑤の売りの指値注文の約定等がされた後にされている。

そうすると、「検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった場合」に、上記⑥の注文に係る「第一注文情報」及び「第二注文情報」が「設定」されたということはできない。」

そして、裁判所は「被告サービスは構成要件Eの「検出された前記相場価格の高値側への変動幅が予め設定された値以上となった場合、・・・高値側に・・・新たな前記第一注文情報と・・・新たな前記第二注文情報とを設定」を充足しない。」と判断した。

6. 結論

裁判所は、被告サービスは、本件発明の技術的範囲に属しないから、原告の請求は理由がなく、棄却すると判決した。

7. 考察

本件特許は、金融取引の中でも、外国為替証拠金取引（FX）に対象としたものであり、被告サービスも外国為替証拠金取引が対象であった。

近年、外国為替証拠金取引は一般投資家も行うようになり、取引業者も多くある。取引業者は多くの一般投資家を集めるために、他社との差別化を行っている。その1つが自動売買である。本件特許は原告が提供している「トラリピ」という自動売買に関するものである。被告サービスの「iサイクル注文」も自動売買のサービスである。被告は「iサイクル注文」に関する特許を取得している（特許5918806号）。当該出願の審査過程では、原告特許の元出願の公開公報が引用されている。

本件において、裁判所が、請求項に記載された用語の意義を厳密に検討し、被告サービスは原告特許権の技術的範囲に属しないと判断したのは、妥当と考える。

FXに関しては、取引手法は成熟しており新たな取引方法を生み出すのは容易でないと

考える。そのような中、取引がコンピュータで完結して行えるようになり、自動売買サービスが提供されるようになった。しかし、基礎となる取引手法は従来のものである。したがって、各社が考案する取引手法間の違いは、それほど大きくはない。しかし、従来にはない手法を生み出したことは評価されるべきであり、それに対して、特許を付与すべきである。

このように、金融取引に関する特許においては、従来手法との僅かな相違が評価され特許が付与されているから、争訟において、明細書記載の従来技術、課題及び効果を参酌した上で、技術的範囲を判断されることを、特許権者は避けられないと考える。

ソフトウェア関連発明に含まれるビジネスモデル発明や金融取引システムの発明は、技術の進歩による発明ではなく発見に近く、従来技術との差異も僅かなものが多いと考える。

したがって、ビジネスモデル発明や金融取引システムの発明に関する特許は、請求項を上位概念で記載し特許を得たとしても、権利行使の場面では実施例に限定解釈されてしまうのだと筆者は考える。

以上